

～税務署からのお知らせ～

**平成 28 年4月から
法人税等申告書用紙等の送付
方法が変わります**

法人税等申告書用紙、法人県民税事業税申告書用紙及び法人市民税申告書用紙等を一括で送付している方につきまして、平成 28 年4月以降、国、県及び市町村の各機関から、それぞれ申告書用紙等の送付等を行うことになりました。

なお、各機関で申告書用紙等をそれぞれ送付している方につきましては、変更ありません。

この文書に記載されている事項につきまして、お分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署（管理運営部門）にお尋ねください。